

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

地域防災修正計画の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

主な修正事項

1. 県の防災体制の見直し

県災害対策本部（本庁）組織の見直し・強化、災害時における地域拠点としての方面本部制導入、市町村への職員派遣、非常配備に係る職員参集制度・参集基準（第3非常配備：震度6弱 震度5強）の変更等、県の防災体制の見直し・強化（平成20年4月）を反映する。

併せて、県の地方機関再編（平成20年4月）に伴う地方機関名等の整理を行う。

【修正箇所】

- ・ 風水害等編第3編第1章「防災組織」及び地震編第4編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」を全削除し新規に作成
- ・ 風水害等編第3編第2章第2「情報の収集・伝達」及び地震編第4編第4章第2節4「重要な災害情報の収集伝達」のうち、＜県への連絡先＞を修正
- ・ その他関係箇所を修正

【新旧対照表】

風水害等編 P7,9,12～18,20,22～23,27 地震編 P8,11,13,14,16～18,20

2. 郵政民営化に伴う変更

郵政民営化（平成19年10月）に伴い、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が新たに指定公共機関に指定（日本郵政公社 郵便事業株式会社・郵便局株式会社）されたことから、各社が処理すべき業務の大綱等を追加する。

併せて、ゆうちょ銀行（預金取扱金融機関）への措置を追加する。

【修正箇所】

- ・ 風水害等編第1編第2章第2節5「指定公共機関」、第3編第2章「防災活動」及び第3編第3章第8章「金融対策」において修正
- ・ 地震編第1編第2章第2節5「指定公共機関」、第4編第2章「通信の運用」、第3編第5章第8節「郵政事業対策」及び第4編第3章第5章「金融対策」において修正

【新旧対照表】

風水害等編 P2,3,10,25,26 地震編 P1,2,11,12,14,15,25～27

3 . 洪水予報河川等の追加（風水害編のみ）

国又は県と名古屋地方気象台が共同して洪水予報を発表する洪水予報河川の追加指定、及び、県が水防活動を行う必要があることを警告する水防警報を発表する水防警報河川の追加指定等を反映する。

【修正箇所】

- ・ 風水害等編第 1 編第 2 章第 2 節 3 「指定地方行政機関」中、「名古屋地方気象台」において修正
- ・ 風水害等編第 3 編第 2 章第 1 「通信連絡」において修正

【新旧対照表】

風水害等編 P1,11～15

4 . 地震情報等の見直し・追加（地震編のみ）

緊急地震速報の広く国民への提供が開始（平成 19 年 10 月）されたことから、緊急地震速報に関する記述を追加する。

また、気象庁が行う津波に関する予報及び警報として、従来の津波警報及び津波注意報に加え、新たに津波予報が追加された(平成 19 年 12 月)ことを反映させ、修正する。

【修正箇所】

- ・ 地震編第 1 編第 2 章第 2 節「処理すべき業務の大綱」中、「名古屋地方気象台」及び「日本放送協会」において修正
- ・ 地震編第 2 編第 1 6 章「防災訓練及び防災意識の向上」において修正
- ・ 地震編第 4 編第 3 章「津波予報・地震情報等の伝達」を全削除し新規に作成
- ・ 地震編第 4 編第 1 1 章「津波応急対策」において修正

【新旧対照表】

地震編 P1,2,10,16,19

5 . 業務継続計画の位置づけを規定（地震編のみ）

防災基本計画の修正に伴い、県・市町村の業務継続計画の策定とそのために必要な実施体制の整備に関する努力規定を追加する。

【修正箇所】

- ・ 地震編第 2 編第 1 章第 1 節「防災協働社会の形成推進」において追加

【新旧対照表】

地震編 P3